

青森県報

第千八百八十七号 平成十三年六月二十五日(月曜日)

目次

訓令

○青森県職務育成品種規程の一部を改正する訓令……………(農林水産政策課) ……一

告示

○結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……一

○臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) ……二

○海岸保全区域の指定の一部改正……………(港湾空港課) ……二

出先機関

○建設工事の請負契約に係る一般競争入札……………(土木和事務所) ……三

訓令

青森県訓令第三十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職務育成品種規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年六月二十五日

青森県知事 木村守男

青森県職務育成品種規程の一部を改正する訓令

青森県職務育成品種規程(平成十一年三月青森県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「及び林業試験場」を「林業試験場及び水産増殖センター」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告示

青森県告示第三百九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十三年六月二十五日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

いとう胃腸科 内科クリニック あおぞら薬局	弘前市大字福田字種元三四 弘前市大字福田字種元三四	平成三・六・一 平成三・六・一
-----------------------------	------------------------------	--------------------

青森県告示第三百九十九号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十三年六月二十五日

青森県知事 木村守男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類 ・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練 ・短期課程	雇用保険受給者等であつて、公共職業安定所長から職業訓練の受けたもの	パソコンビジネス科	三月	一〇人
青森県立弘前高等技術専門学校					一〇人
青森県立八戸工科学院					一〇人
青森県立むつ高等技術専門学校					一〇人
青森県立青森高等技術専門学校			ネットビジネス科	一月	一〇人

青森県告示第四百号

昭和三十八年二月二十八日青森県告示第百三十一号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十三年六月二十五日

青森県知事 木村守男

三の3の(一)の(2)及び(3)を次のように改める。
(2) 指定区域

基点一から基点一三までを順次に直線で結んだ線及び基点一三と補助点一〇とを直線で結んだ線並びに補助点一〇、補助点九、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 基点及び補助点の表示（角度は磁角とする。以下同じ。）

基点一 大岩四等三角点から八九度〇六分三〇秒、六七三・五メートルの地点

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三〇番地地先の表示杭（北緯四〇度三九分〇九秒、東経一三九度五六分一五秒）の地点 一号表示杭

基点二 基点一から二七三度三〇分九〇メートルの地点 二号表示杭

基点三 基点二から二五五度〇〇分二八〇メートルの地点 三号表示杭

基点四 基点三から二七三度〇〇分一三〇メートルの地点 四号表示杭

基点五 基点四から二〇八度〇〇分二五メートルの地点 五号表示杭

基点六 基点五から一七三度〇〇分四五メートルの地点 六号表示杭

基点七 基点六から二二二度〇〇分一〇二メートルの地点 七号表示杭

基点八 基点七から二二八度〇〇分二五四メートルの地点 八号表示杭

基点九 基点八から二〇〇度三〇分五九メートルの地点 九号表示杭

基点一〇 基点九から一七五度〇〇分九三メートルの地点 一〇号表示杭

基点一一 基点一〇から一七六度〇〇分四三メートルの地点 一一号表示杭

基点一二 基点一一から二七四度三〇分六五メートルの地点 一二号表示杭

基点一三 基点一二から二三〇度〇〇分一二〇メートルの地点 一三号表示杭

補助点一 基点一から三二六度〇〇分一五五メートルの地点

補助点二 基点二から三二五度〇〇分一七〇メートルの地点

補助点三 基点三から三三〇度〇〇分九三メートルの地点

補助点四 基点四から三二八度〇〇分三一八メートルの地点

補助点五 基点五から三〇八度〇〇分三三二メートルの地点

- 補助点六 基点六から三〇一度〇〇分一三四メートルの地点
- 補助点七 基点七から三〇八度〇〇分一六〇メートルの地点
- 補助点八 基点八から三〇一度〇〇分九〇メートルの地点
- 補助点九 基点九から二七三度三〇分一二〇メートルの地点
- 補助点一〇 基点一三から三一七度〇〇分一二〇メートルの地点

出 先 機 関

建設工事の請負契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年六月二十五日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

一 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 十宮第一三一―一二号
- 2 工事名 青森県立三沢航空科学館（仮称）新築工事
- 3 工事場所 三沢市大字三沢字北山地区
- 4 工 種 建築一式工事
- 5 工 期 平成十五年三月二十日まで
- 6 工事の概要 航空科学館棟

構 造	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造
階 数	地上二階、塔屋一階
建築面積	一〇、二八四・六五平方メートル
延べ面積	一〇、八六九・五一平方メートル
プロパン庫棟	
構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上一階
建築面積	四・四〇平方メートル
延べ面積	四・四〇平方メートル

浄化槽機械室棟

構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上二階
建築面積	一六・七五平方メートル
延べ面積	一六・七五平方メートル

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた共同企業体であること。

- 1 共同施工方式（甲型共同企業体）の特定共同企業体であること。
- 2 政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
- 3 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 4 各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- 5 建築一式工事の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評点が、共同企業体の代表者については、一〇〇〇点以上、その他の者については七八〇点以上であること。
- 6 過去十年間に代表者が同種の建設工事（工事種別建築一式工事で、かつ、契約金額十五億円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。
- 7 各構成員が次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。
- (一) 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (二) 監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者であること。
- 8 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- 9 各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の十分の六に相当する比率以上であること。
- 10 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- 11 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。

12 構成員の数が三であること。

13 構成員が、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から、開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

14 構成員が、一に掲げる工事に係る設計・コンサルティング業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

三 資格の審査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

1 提出期限 平成十三年七月九日(持参に限る。)

2 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒(長形三号)を一通添付すること。

3 提出場所 十和田市西十二番町二〇の二二
十和田土木事務所総務課

4 その他

(一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。

(二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

(三) 二に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、(二)の通知を受けた日の翌日から七日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)以内に、書面を持参することにより、その理由の説明を求めることができる。

(四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

四 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

(一) 期間 平成十三年六月二十六日から同年七月九日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時四十五分まで)

(二) 場所 十和田市西十二番町二〇の二二
十和田土木事務所総務課

(三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に十和田土木事務所総務課に直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

(一) 期間 平成十三年六月二十六日から同年八月二十三日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時四十五分まで)

(二) 場所 十和田市西十二番町二〇の二二
十和田合同庁舎三階縦覧室

(三) 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受け、(一)の期間内に入札説明書記載の場所において実費により複写することができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成十三年八月一日までに、書面により、十和田土木事務所に提出すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日 時 平成十三年八月二十四日 午後一時三十分

2 場所 十和田市西十二番町二〇の二二
十和田合同庁舎三階E会議室

3 その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し及び工事費内訳書を同封の上、配達証明付書留郵便により平成十三年八月二十三日午後四時四十五分までに十和田土木事務所に到着するよう郵送すること。

六 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 免除する。

2 契約保証金 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。

(一) 契約者が保険会社との間に具を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(二) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(三) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

(1) 国債又は地方債

(2) 政府の保証のある債券

(3) 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

(4) 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項第九号に規定

する債券

八 契約の締結

- (5) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証
- 1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。
- 2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

九 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

十 入札条件

- 1 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- 2 入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十一 入札書記載金額等

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

十二 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 交渉の有無 無

4 契約書作成の要否 要

5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

6 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第一項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書を提出することができ、入札に参加するためには、開札の時に、二に定める資格を有していなければならない。

7 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

8 その他 詳細は入札説明書による。

十三 調達担当部局名及び所在地

- 1 名称 十和田土木事務所総務課
- 2 住所 十和田市西十二番町二〇の二二
- 電話 〇一七六一三二一四三二一

Summary

- 1 Subject matter of the contract : Construction work of New Construction of the Misawa Aviation & Science Museum, Aomori (tentative name)
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:45p.m. July 9, 2001
- 3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30p.m. August 24, 2001 (tenders submitted by mail 4:45p.m. August 23, 2001)
- 4 Contact point for tender documentation : Prefectural Towada Public Works Office 20-12 Nishijunbanchou, Towada-shi, Aomori 034-0093 JAPAN
TEL 0176-23-4311